



# UBPトルコ株式ファンド

追加型投信／海外／株式



2018年10月26日作成

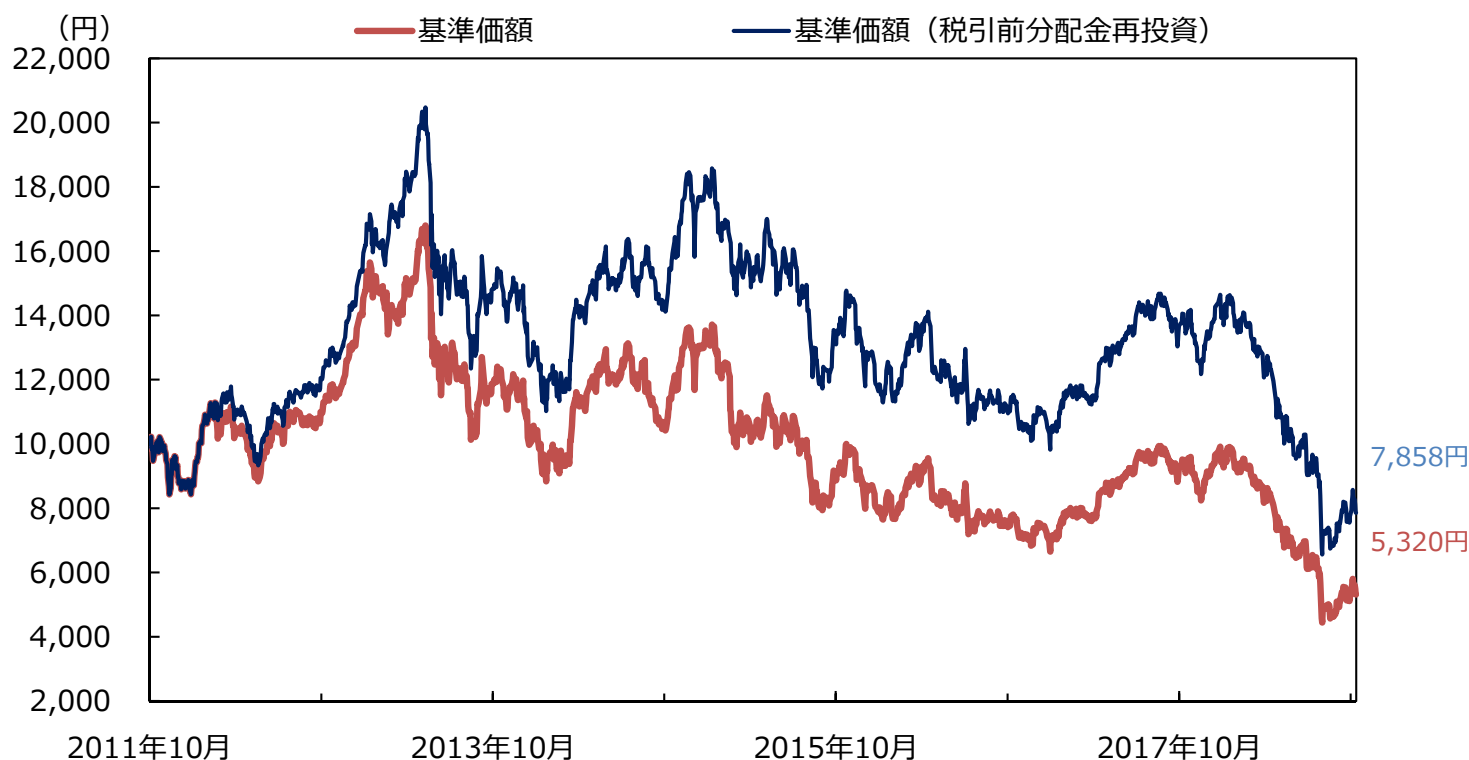
## 足元の運用状況について ～落ち着きを取り戻しつつある基準価額～

米国人牧師の拘束を巡って米国がトルコに対して経済制裁(追加関税等)を発動したことをきっかけとして2018年8月にトルコリラが一時15円台まで急落したいわゆる『トルコ・ショック』を主な要因として、当ファンドの基準価額は8月14日に4,445円まで下落しました。

その後、9月にTCMB(トルコ中央銀行)はエルドアン大統領が金融引き締めに対して圧力をかける中で事前の市場予想を大きく上回る利上げを断行し、政策金利を6.25%pts引き上げて年24%としました。

また10月には拘束されていた米国人牧師が釈放されて米トルコ間の関係が改善に向かう可能性が高くなったこと、過度の景気刺激策によって赤字が続いていた経常収支が8月に3年ぶりの黒字に転じたことなどを背景に、足元ではトルコ株式市場が落ち着きを取り戻しつつあります。また、トルコリラ円も一時20円台まで値を戻し、基準価額は5,300円台まで回復しています。

【当ファンドの基準価額の推移】



・期間：2011年10月14日～2018年10月25日

※ 基準価額 (税引前分配金再投資) は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しています。

※ 基準価額及び基準価額 (税引前分配金再投資) の計算において信託報酬は控除されています。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額 (税引前分配金再投資) のグラフが重なって表示される場合があります。

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。



# UBPトルコ株式ファンド

追加型投信／海外／株式



2018年10月26日作成

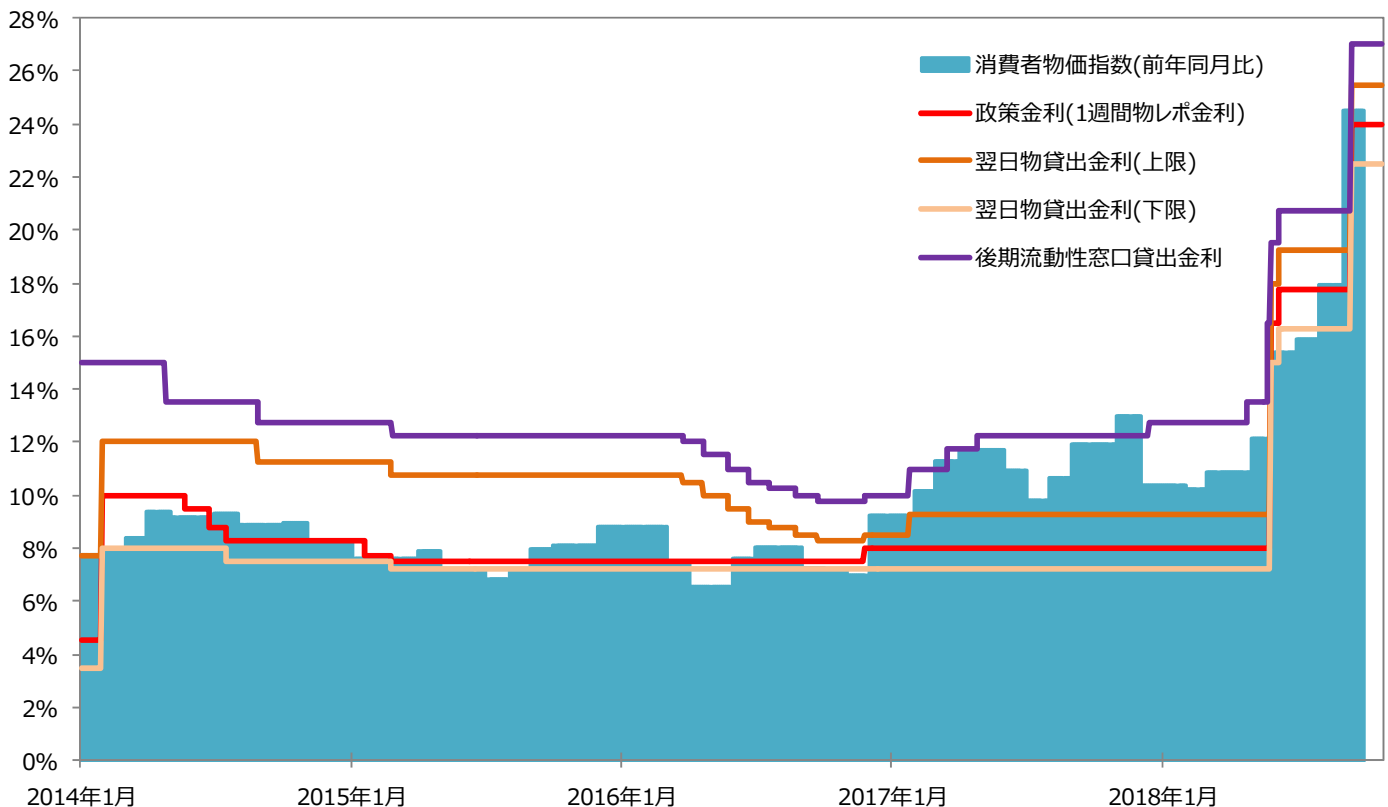
## トルコの金融政策について ～ 引き続き残る懸念材料～

TCMBは9月13日に金融政策決定会合を開き、主要な政策金利である1週間物レポ金利を6.25%pts引き上げて年24%としました。政策金利が発表される数時間前にはエルドアン大統領が「金利を引き下げるべきだ」と発言するなど、中央銀行の独立性が懸念されていたため、利上げ幅の事前の市場予想の中心は3～4%程度でした。市場は予想を大きく上回る水準の利上げを好感し、為替市場、株式市場ともに落ち着きを取り戻しつつあります。

一方、10月3日に発表された9月のCPI(消費者物価指数)はトルコリラの急落による輸入物価の上昇の影響で前年同月比で24.5%と過去15年で最悪の水準まで悪化しています。

10月25日に開催された金融政策委員会では事前の予想通り金利は据え置かれましたが、今後のCPIの動向によっては追加利上げを余儀なくされる可能性が高いと考えられます。

【 トルコの主要金利と消費者物価指数 】



・出所: Bloombergより作成  
 ・期間(金利): 2014年1月1日 ~ 2018年10月25日 (日次データ)  
 ・期間(消費者物価指数): 2014年1月 ~ 2018年9月 (月次データ)



# UBPトルコ株式ファンド

追加型投信／海外／株式

情報提供資料  
損保ジャパン日本興亜AM

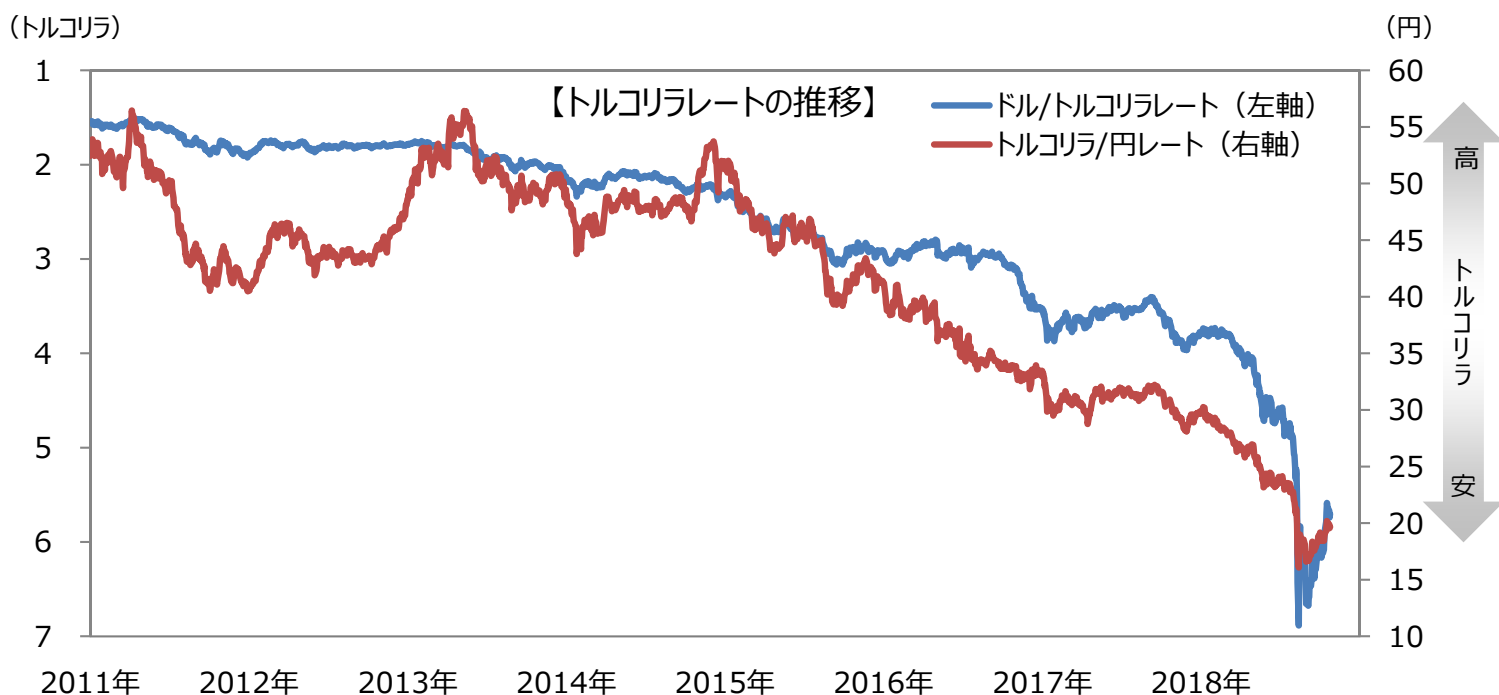


2018年10月26日作成

## トルコリラの見通しについて ～ 神経質な展開が続く見通し ～

トルコリラは9月の市場予想を上回る利上げや、米国人牧師の釈放による対米関係の改善の兆しなどにより反発しましたが、引き続きインフレリスクの高まりやエルドアン大統領による中央銀行への介入などがリスク要因として残ります。また、サウジアラビア人記者殺害疑惑に関連した政治的なリスクにも注視が必要です。

トルコリラもこれらが払拭されるまでの間は神経質な動きを続ける可能性が高いと予想されます。



・出所：Bloombergより作成  
・期間：2011年1月3日～2018年10月25日

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。



# UBPトルコ株式ファンド

追加型投信／海外／株式

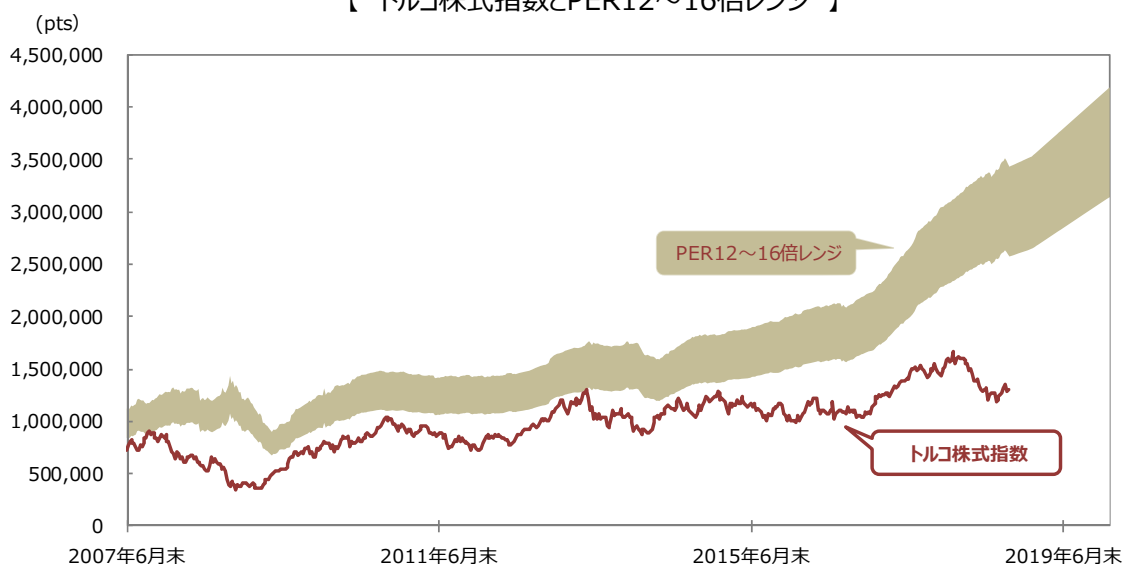


2018年10月26日作成

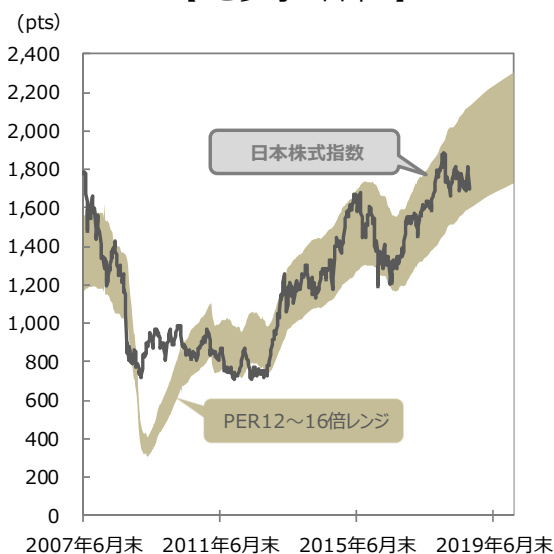
## トルコ株式のバリュエーションについて ～相対的に割安な水準～

下図はトルコ株式指数と予想業績に基づくPER12～16倍レンジの推移を示しています。トルコ株式の業績は成長が予想されているため、利益(EPS)を発行済株式数で除したPER(株価収益率：1株当たり利益)は右肩上がりとなっていますが、株式指数はそれほど上昇していません。日本や米国の株式指数ではPERレンジが概ね12～16倍またはそれ以上となっていることから、トルコ株式指数は相対的に割安であることが見て取れます。

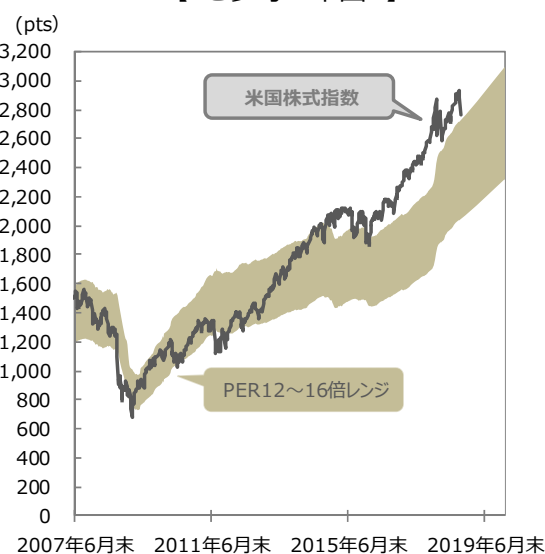
【 トルコ株式指数とPER12～16倍レンジ 】



【 ご参考：日本 】



【 ご参考：米国 】



・出所：トムソン・ロイターより作成（週次データ）

・期間(株式指数)： 2007年6月29日 ～ 2018年10月19日（基準日）

・期間(PER12～16倍レンジ)： 2007年6月29日 ～ 2020年1月31日

※トルコ株式指数：MSCI Turkey Index、日本株式指数：TOPIX、米国：S&P500指数 ※PERはFY1～2の予想EPS(IBES集計)による12ヶ月先行予想EPSに基づく予想PERであり、基準日以降のPER12～16倍水準は基準日時点の予想EPSが不変として算出しています。

※MSCIのインデックスは、MSCIインクが開発した指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## ファンドの特色

- 1 トルコの株式に投資し、信託財産の成長を目指します。
- 2 トルコ株式への投資にあたっては、収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄選別を行います。
  - マザーファンドのトルコ株式の運用は、ユニオン バンケール プリヴェ ユービーピー エスエー（ロンドン支店）が行います。
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 年2回決算を行い、収益分配方針に基づき収益の分配を行います。
  - 原則3月、9月の各3日（休業日の場合は翌営業日）。
  - 分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

- ・ 当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定められたものであり、支配的な銘柄<sup>※</sup>が存在するファンドをいいます。

※ 支配的な銘柄とは、寄与度（投資対象候補銘柄の時価総額に占める一発行体あたりの時価総額の構成割合、またはベンチマークにおける一発行体あたりの構成割合。以下同じ。）が10%を超える、またはを超える可能性が高いものをいいます。

- ・ 当ファンドの実質的な投資対象はトルコ株式市場です。同市場を代表する指数には、構成比率が10%を超える可能性の高い銘柄が存在します。当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の10%を超えて組入れる可能性があり、特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

## 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### ◆価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### ◆流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### ◆カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

### ◆為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆銘柄集中投資のリスク

当ファンドの投資対象には、寄与度が10%を超える又はを超える可能性の高い支配的な銘柄が存在することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。



## 《その他の留意点》

- ◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ◆ マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。
- ◆ トルコ株式運用の委託に関わる留意点  
実際のトルコ株式等の運用を行うユニオンバンケールプリヴェュービーピーエスエー（ロンドン支店）の運用担当者、運用体制、経営陣、組織等に大きな変更がある場合には、委託先の変更やファンドの運営が困難になる等の可能性があります。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## お申込みメモ

|                   |  |
|-------------------|--|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。  |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額  |
| 購入代金              | 販売会社が定める日までにお支払いください。  |
| 換金単位              | 販売会社が定める単位<br>※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。  |
| 換金価額              | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額   |
| 換金代金              | 換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。<br>換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止等 <sup>※</sup> 、その他やむを得ない事情により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。<br>※ 外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。 |
| 申込不可日             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ロンドンの銀行休業日</li> <li>・ イスタンブール証券取引所の休業日（半日休業日を含みます。）</li> <li>・ イスラム暦に基づくトルコの休日（砂糖祭と犠牲祭）の期間および当該期間開始日より4営業日前までの期間</li> </ul>   |
| 申込締切時間            | 原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）  |
| 換金制限              | いずれかの解約日において換金請求の口数の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で全部または一部の解約に制約を設けることができます。また、ファンドの資金管理を円滑に行うため、金融市場の状況によっては、1日1件1億円を超える換金のお申込みにはご対応できない場合があります。  |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。   |
| 信託期間              | 2021年3月3日まで（設定日 2011年10月14日）<br>※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。  |
| 繰上償還              | 受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。   |
| 決算日               | 原則3月、9月の各3日（休業日の場合は翌営業日）   |
| 収益分配              | 毎決算時（年2回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。   |
| 信託金の限度額           | 2,000億円  |
| 公告                | 委託会社のホームページ（ <a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a> ）に掲載します。  |
| 運用報告書             | 原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。   |
| 課税関係              | 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。   |

## ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用      |  |  |   |
|---------------------|--|--|---|
| 購入時手数料              | 購入価額に <b>3.24% (税抜3.0%) を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。<br>※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。   | 販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価  |   |
| 信託財産留保額             | 換金請求受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> を乗じた額です。  |  |   |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 |  |  |   |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)    | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.9224% (税抜1.78%)</b> を乗じた額です。<br>運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。   | 運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率  |   |
|                     | 委託会社   | 年率0.98% (税抜)   | ファンドの運用の対価                              |
|                     | 販売会社   | 年率0.75% (税抜)   | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
|                     | 受託会社   | 年率0.05% (税抜)   | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価                |
|                     | ※ 委託会社の報酬には、マザーファンドの運用指図に関する権限を委託した、ユニオン バンケール プリヴェ ユービービーエスエー(ロンドン支店)への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの時価総額に当該計算期間を通じ、毎日、年率0.60%を乗じた額とします。〔ファンドの運用の対価〕   |  |   |
| その他の費用・手数料          | 以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。<br>● 監査費用<br>ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%(税抜0.0070%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。<br>● その他の費用※<br>売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等<br>※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 監査費用：<br/>監査法人に支払うファンド監査にかかる費用</li> <li>● 売買委託手数料：<br/>有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</li> <li>● 保管費用：<br/>有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用</li> </ul> |   |

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目       | 税金   |
|------------------|----------|--|
| 分配時              | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金(解約)時<br>及び償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※ 少額投資非課税制度「愛称NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

| 販売会社名                 | 区分       | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融<br>商品取引業協会 | 備考 |
|-----------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|----|
| 株式会社SBI証券             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       |                         | ○                       | ○                          |    |
| SMB C日興証券株式会社         | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |    |
| 楽天証券株式会社              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |    |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |    |
| 高木証券株式会社              | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号   | ○       |                         |                         |                            |    |

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っていません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

●委託会社・その他の関係法人

|      |  |
|------|--|
| 委託会社 | <p>ファンドの運用の指図を行います。</p> <p>損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社<br/>金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号）</p> <p>加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会</p> <p>ホームページ： <a href="http://www.sjnk-am.co.jp/">http://www.sjnk-am.co.jp/</a></p> <p>電話番号： 0120-69-5432 ●クライアントサービス第二部</p> |
| 受託会社 | <p>ファンドの財産の保管及び管理を行います。</p> <p>みずほ信託銀行株式会社<br/>（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）</p>  |
| 販売会社 | <p>受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。</p>   |

**当資料のご利用にあたっての注意事項**

- ◆ 当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。当ファンドの購入のお申込みの際には販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡しいたしますので、必ずお受け取りの上、詳細は投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。